

■確認申請について

建築物を建築する場合、建築主は建築基準法による様々な規定に適合しているか着工前にチェックを受ける必要があります。これが「建築確認申請」です。

建築確認申請は、建築主が確認申請書や設計図書等を都道府県や市町村の建築主事、または指定確認検査機関に提出することによって行われます。

そのほか、建築設備、工作物などを設ける場合にも必要です。適合していることが確認できれば「確認済証」が交付されます。

なお、確認を受けた後にその計画を変更する場合は、完了検査の前に計画変更確認申請を行い、変更する計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの確認を受ける必要があります。

※指定確認検査機関：平成10年の建築基準法改正(平成11年5月1日施行)に基づき設立された、建築確認や検査等を行う民間の機関。

■確認申請の対象となる行為について

- ・建築物を新築、増築、改築、移転、用途変更、大規模な修繕や模様替えしようとする場合
(建築基準法第6条)

※建築物の建築場所や規模等により対象外となる場合もあります。

■確認申請の対象となる工作物・昇降機等について

- ・ある一定の規模を超える工作物(指定工作物)、昇降機などを築造する場合は、建築物の場合と同様に、工事の着手前に確認申請と、工事の完了後の完了検査が必要です。
(建築基準法第87条の4、88条)

<指定工作物・昇降機の例>

- ・高さ2m超の擁壁
- ・高さ4m超の広告塔等
- ・高さ6m超の煙突
- ・高さ8m超の高架水槽等
- ・高さ15m超の柱(アンテナ等)
- ・遊戯施設(コースター等)
- ・エレベーター、エスカレーター
- ・小荷物専用昇降機(昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いものを除く)
- ・その他(住居系及び商業系の用途地域内に設けるコンクリートクラッシャー、汚水処理場、ごみ焼却場等が指定工作物とされています。)

■確認申請以外の必要な手続きについて

- ・建築物の建築場所や規模によっては、確認申請を提出する前や工事着手前に下表のような法令に基づく手続きが別途必要となる場合があります。詳しくは下表の担当所管にご確認の上、提出漏れがないようお願いします。

□確認申請より前に必要な手続き(例)

概要	法令等	窓口又は担当所管
高さ 10m を越える建築物及び工作物の建築等	桑名市中高層建築物等の建築及び築造に係る紛争の予防に関する条例による手続き	都市整備課 建築指導係 TEL:0594-24-1295
建築基準法に基づく許可等	建築基準法	
市街化区域における開発行為の許可(敷地面積 500㎡以上のもの)、市街化調整区域における開発許可及び建築許可等	都市計画法	都市整備課 開発指導係 TEL:0594-24-1232
都市計画施設(都市計画道路等)の区域における建築行為等	都市計画法第 53 条	都市整備課 都市計画・景観係 TEL:0594-24-1223
屋外広告物の設置等	屋外広告物法第 3 条～5 条	

□工事着手より前に必要な手続き(例)

概要	法令等	窓口又は担当所管
床面積 300㎡以上の住宅の新築等の省エネルギー措置の届出	建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律第 19 条第1項前段又は同法附則第 3 条第 2 項前段(建築物省エネ法)	都市整備課 建築審査室 TEL:0594-24-1218
三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく公共的施設に関する建築等	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第 21 条第 1 項	
解体工事で床面積の合計が80㎡以上のもの、建築物の新築又は増築工事で床面積の合計が500㎡以上のもの等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項(リサイクル法)	都市整備課 建築指導係 TEL:0594-24-1295
地区計画区域内における建築行為等	都市計画法第 58 条の 2 第 1 項(地区計画の届出)	都市整備課 都市計画・景観係 TEL:0594-24-1223
高さ 10m を越えるもの又は建築面積 1000㎡を越えるもの等	桑名市景観条例に基づく届出先 景観法及び桑名市景観条例に関する問い合わせ、行為の事前協議申出先	
土地区画整理事業の認可区域において換地処分公告がなされるまでの建築行為等	土地区画整理法第 76 条第 1 項	桑名駅西整備事務所 TEL:0594-24-1368 多度町小山土地区画整理組合 (月～金 9:00～15:00) TEL:0594-49-2059

【問い合わせ先】 桑名市役所都市整備部都市整備課
建築審査室

TEL : 0 5 9 4 - 2 4 - 1 2 1 8

FAX : 0 5 9 4 - 2 4 - 3 2 8 7